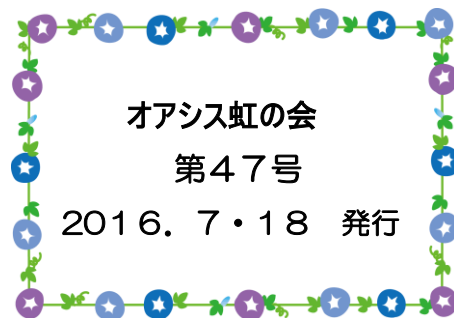




7月に入り毎日、暑い日が続いています。近年は温暖化の影響もあり、各地で最高気温を更新する等年々暑さが厳しくなっているようです。テレビやCMで話題になっている熱中症も、この時期から急増します。「こまめな水分補給」「室温・服装の調整」など熱中症にならない対策を心掛けて下さいね。



【 第59回 虹の会のつどいから 】

7月17日の虹の会もつつがなく終了致しました。ご家族・サポーター多くの皆さんに参加して頂き、賑やかな会となりました。今回の会合では、若年認知症になった時に大きな影響がある「経済的な問題」に関する話題が中心となりました。様々な制度があっても、情報を得る場所がなかなか無く、利用できる制度を知らないまま大変な思いをされている方が現状でも多くいらっしゃいます。国が若年認知症に対する取り組みを強化するという方針もあり、各都道府県で「若年性認知症コーディネーター」の設置やパンフレットの充実など少しずつ良い方向へは進んでいますが、周知徹底されるまではまだしばらく時間がかかりそうです。虹の会でも集いや会報を通していろいろなサポート制度や情報を発信していけたらと思っています。

【感想カードより】

- 様々な事柄について意見交換が出来て良かったと思います。久しぶりの参加でしたが、皆様まあまあお元気そうで安心しました。若年認知症コーディネーターのお仕事は若年の人にとって本当に重要なものです。10年前から望んでいたことがやっと少し具体的にになって喜ばしいです。
- 1年ぶりに出席できましたが、皆様の長年の経験の中、厳しさの中にも優しい笑顔での介護があられたと感じ、力強い仲間がいて自分もまた一歩前に進めます。
- 多くの参加者の方に色々な事を聞かせてもらって、大変勉強になりました。10年経って分かったこともありもっと早くいろんなことが分かっていたら、また違ったかもしれません。
- 久しぶりの参加にやっぱり、ほっとする気持ちになり、皆様の現状の介護の話を聞くと大変な時期の自分の介護を重ねつつも、「まだ、いつでも会える」という事にとてもうらやましく思いました。その日、その日が皆様精一杯に暮らしてあると思いますが、今を大切にされて欲しいです。

若年性認知症サポート窓口が開設されました！

若年認知症サポートセンター (092) 574-0196

受付時間 火～土曜日 10:00～16:00 (年末年始、お盆は除く)

※面談は要予約 ※ 秘密は厳守

早期相談・早期対応が大切です！



若年認知症コーディネーター

5月の会合より「中村 益子さん」が虹の会に参加して下さっています。中村さんは福岡県の「若年性認知症コーディネーター」として現在活動されています。今回は、「若年性認知症コーディネーター」をご紹介します。

若年性認知症コーディネーターとは？

現在、若年認知症患者は全国で約4万人と推定される。厚生労働省は2016年度から、65歳未満で発症する若年性認知症の患者やその家族を支援するコーディネーターを都道府県に1人ずつ配置する方針を固めた。患者や地域の実情に対応した、きめ細かな支援態勢を整える狙いがある。

コーディネーターは認知症介護の経験や専門知識がある人を想定とし、自治体が委託した社会福祉協議会や医療機関に常勤として少なくとも1人を配置、国が人件費などを補助する。コーディネーターの役割としては、患者に適した医療機関や介護事業所を紹介したり、患者の職場復帰に向けて企業に受け入れ方法を助言したりする。主治医と連絡を取りながら病状を把握し、障害年金や成年後見制度などの情報提供や申請手続きも補助する。

このほか、介護の負担が配偶者に集中することから、介護保険の利用についての助言や家族の心のケアに応じる。近隣の専門医や若年性認知症に対応したデイサービスなどを紹介するなど、若年認知症の患者に対して幅広くサポートすることを期待されている。



若年性認知症患者への援助



傷病手当金

病気や怪我のために、休職を余儀なくされた場合に支給される手当金です。病気などで3日以上続けて休んだ時に、4日目から標準報酬日額の2/3の金額を、最長1年半支給してもらえます。途中で退職となってしまっても、退職時に傷病手当金を受けていて、1年以上健康保険の被保険者期間があると、1年半まで続けて支給が受けられます。医師や事業主の証明が必要で、加入している保険組合に申請します。

障害年金

障害基礎年金と障害厚生年金があり、認知症の診断を受けるために受診した日から1年半後から申請が出来ます。障害基礎年金は、1級又は2級(障害者手帳の等級とは関係ない)の障害状態で、認知症と診断された月の前々月までに、加入している年金の2/3を滞らず納めている必要があります。また厚生年金に加入していた人なら障害厚生年金を、障害基礎年金に上乗せして受け取れます。受給資格について細かな条件があり、医師の診断書など必要書類も多いため、近くの年金事務所に確認しましょう。

住宅ローン支払い免除

住宅ローンが残っていても、支払えなくなる事も考えられます。ローン契約内容に特約制度として「高度障害状態」になった場合は、支払いが免除されるなどと謳っているものもあります。契約内容や高度障害状態に相当するのかなど、ご加入の金融機関に問い合わせるとよいでしょう。

生命保険の高度障害保険金

認知症の程度が高度障害と認めたらう事が出来れば、死亡保険金と同額が支払われる事になります。またその場合、支払い以降の生命保険は解約となります。ただ自分で身の回りの事が出来る状態である間は、これに当てはまらない場合が多いでしょう。保険会社によって、この高度障害の程度が異なりますので、ご加入の保険会社に問い合わせてみましょう。

次回の虹の会は**9月11日(日)**です。

皆様のご参加をお待ちしております。

